障害者活躍推進計画に基づく取組の実施の状況(令和2年度)

機	関	名 秋田県監査委員事務局
任	命 権	者│秋田県代表監査委員
計	画期	間 令和2年4月1日~令和5年3月31日(3年間)
実	施期	間 令和2年4月1日~令和3年3月31日(令和2年度)
実	施内	容 次のとおり

1. 障害者の活躍を推進する体制整備

○障害者雇用推進者として事務局長を選任した。(令和元年9月6日選任済み) ○障害者である職員からの相談窓口を設置し、事務局内への周知を図る。 ⇒(実施内容)障害者である職員からの相談窓口を、総務班(主担当:主幹(兼) 班長、副担当:総務班職員1名)と当該職員が所属する班(主幹(兼)班長)に設 置し、随時適時に、相談できる体制とした。複数回、相談がなされたため、緊急 性や具現可能性等を判断し、所管担当組織へ正式に要望を伝え、善処対応し ていただいている。また、要望事項等について、当該職員の意向を確認のう え、事務局内で情報を共有した。

〇障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、速やかに選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、秋田労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。

⇒法令基準による障害者職業生活相談員の選任義務は、発生しなかった。

○障害に関する理解促進・啓発のための研修への参加や、関連資料を職員へ配付し、周知する。

⇒(実施内容)障害に関する理解促進・啓発等に関する「令和2年度障害者理解促進研修会」(令和3年1月12日)に担当者が出席し、厚生労働省編集の「公的機関における障害者に対する合理的配慮事例集」や「地方公共団体障害者雇用好事例集」等の研修会資料を所属全職員に回覧周知した。

○障害に関する情報について、障害者職員本人に意向確認を行い、希望する者には「情報共有シート(仮称)」を作成し、所属内で情報を共有する。

⇒(実施内容)障害身体症状に関する情報については、要望事項等の内容に 包含付記し、当該職員の意向を踏まえ、「情報共有シート」として情報共有した。

2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

〇従来の業務遂行が困難となった障害者や中途障害者(在職中に疾病・事故等により障害者になった者をいう。)から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

⇒従来の業務遂行が困難となった事例(在職中に疾病・事故等により障害者になった事例を含む)はなかった。

3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

⇒(実施)環境整備等に関して、相談する機会をもち、複数回、要望がなされたため、緊急性や具現可能性等を判断し、所管担当組織へ正式に要望を伝え、善処対応していただいている。